

協議第10号関係

説明資料

関係法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

本条の規定では、県知事への届出及び県知事の告示により効力が発生することとなっているが、この手続きは、平成11年4月1日から市町村長へ権限が委譲されている。

本条は、市町村区域内の町・字の区域の新設・廃止または町・字の区域・名称の変更に關する規定である。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。また、市町村の支所、出張所、学区等は町または字を単位または基準としていることが少なくない。

したがって町や字は住民の日常生活に、直接・間接影響を及ぼす場合が多い。

本条において「町若しくは字の区域をあらたに画」するとは、新しい区画を設ける場合だけでなく、新たな町名または字名をつける場合も含む。町村合併により設置された町または村において1項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできる。（昭和30年12月6日自丁行発184号）

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち「町若しくは字の名称を変更」するとは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。

市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市（252条の19第1項）以外の市である場合において、その町若しくは字

の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することはできない。

(昭和26年11月28日地自登395号)

市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の字の区域および名称とする場合には本条の手続きを要しない。

(昭和30年3月30日自丁振登30号)

本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」「小字」も含むと解されている。

市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが「字」と同様に考えてよい。

(昭和23年8月9日自登519号)

本条に定める字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる

(昭和22年9月12日山形県総務部地方課宛回答)

常用漢字でない字体の取扱い

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字字体表にない従来の字体である場合、常用漢字字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。

そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。

したがって、登記上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われるが、あえて登記簿を直す必要がある場合には、法務局と相談すること。

(昭和33年4月21日付け行政局長通知)

字の区域および名称を変更する場合、その区域の居住者又は土地所有者の承諾を得なければならないか？

承諾を得る必要はない。

字の区域や名称を変更する場合、地方自治法上、居住者又は土地所有者の承諾を必要とする明文の規定はない。また、字は行政区画であり、所定の法的手続きにより設置、変更又は廃止されることになっているので、これらのものについて、字の区域及び名称を変更されないという権利が一般的に保障されているとは考えられない。

したがって、事実上の問題として、事前に居住者や土地所有者の意向を打診し、区域や名称の変更決定に反映させるため協議することはともかく、法的には、これらの者の承諾を得なければならないものではない。

なお、住居表示の実施の場合には、市町村長の変更に対して、住民の変更請求権が認められている。事前に十分な協議が必要であろう。

(字界変更及び境界変更の手引き 平成12年3月 栃木県総務部地方課)

町名・字名に関する実際の変更手続

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第 260 条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。ただし、本県においては、県の条例により、市町村が処理する事務となり受理及び告示の権限が市町村長に委任されている。

〔参考〕

【手続不要の例】

郡	町			市	
郡	町大字	字 × ×		市大字	字 × ×

【手続を要する例】(新たな町名を画すると解釈される。)

郡	町			市	町
郡	町大字	字 × ×		市	町 × ×
				市	町字 × ×
				市	字 × ×

(「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第 260 条の手続が必要である。)

この手続は、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「市町村長への届出」「市町村長の告示」「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後に字名以下が変更されることになり、二度手間ですべて住民に多大な影響を及ぼすこととなってしまいます。

こうしたことから、実際の手続は、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分及び告示をし、新市の初議会で専決処分の承認を求めるとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続は、合併前に当該区域の属する関係市町村の議会で議決を経て、市町村長に届け出をし、告示することも可能。)

県内市における町名・字名の状況

平成15年7月1日現在

(平成15年度版栃木県市町村要覧より抜粋)

大字を残していない市(11市)

・統一型(4市)

宇都宮市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
宇都宮市	ホンチョウ 本町	ミユキチョウ 御幸町	ハナゾノチョウ 花園町	イズミチョウ 泉町	ホソヤチョウ 細谷町
	ハナワダ1チョウメ 塙田1丁目	ハナワダ2チョウメ 塙田2丁目	タカラギチョウ1チョウメ 宝木町1丁目	タカラギチョウ2チョウメ 宝木町2丁目	オオドリ1チョウメ 大通り1丁目
	オクラマチ 御蔵町	カワラマチ 河原町	ヒガシマチ 東町	イチノサワマチ 一ノ沢町	ミネマチ 峯町
横川村	エソジマホンチョウ 江曾島本町	カスガチョウ 春日町	ヒラマツホンチョウ 平松本町	エソジマ1チョウメ 江曾島1丁目	エソジマ2チョウメ 江曾島2丁目
	エソジママチ 江曾島町	ヨコタシンマチ 横田新町	シモグリマチ 下栗町	ヤイタマチ 屋板町	スナタマチ 砂田町

足利市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
足利市	ユウラクチョウ 有楽町	ヤワタチョウ 八幡町	ハナゾノチョウ 花園町	ミナミチョウ 南町	トモエチョウ 巴町
	ホンジョウイチチョウメ 本城一丁目	ホンジョウニチョウメ 本城二丁目	オオハシチョウイチチョウメ 大橋町一丁目	オオハシチョウニチョウメ 大橋町二丁目	ダイヤモンドオリ 大門通
	スゲタチョウ 菅田町	カカボチョウ 利保町	カカボチョウイチチョウメ 利保町一丁目	エガワチョウ 江川町	エガワチョウイチチョウメ 江川町一丁目

栃木市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
栃木市	ヨロズチョウ 万町	ヤマトチョウ 倭町	アサヒチョウ 旭町	カンダチョウ 神田町	ムロマチ 室町
	ジョウナイチョウ1チョウメ 城内町1丁目	ジョウナイチョウ2チョウメ 城内町2丁目	カタヤナギチョウ1チョウメ 片柳町1丁目	カタヤナギチョウ2チョウメ 片柳町2丁目	ソノベチョウ1チョウメ 藪部町1丁目
	オオミヤマチ 大宮町	ナカシアゲマチ 仲仕上町	フジタマチ 藤田町	クボタマチ 久保多町	ミヤタマチ 宮田町
大宮村	ヒラヤナギマチ1チョウメ 平柳町1丁目	ヒラヤナギマチ2チョウメ 平柳町2丁目	ヒラヤナギマチ3チョウメ 平柳町3丁目	イマイズミマチ1チョウメ 今泉町1丁目	イマイズミマチ2チョウメ 今泉町2丁目

佐野市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
佐野市	クボチョウ 久保町	アイオイチョウ 相生町	タカサゴチョウ 高砂町	ヨロズチョウ 万町	イガチョウ 伊賀町
	カナヤシモチョウ 金屋下町	カナヤナカチョウ 金屋仲町	カナイカミチョウ 金井上町	ダイシュクチョウ 大祝町	カナフキチョウ 金吹町
	ムラカミチョウ 村上町	カミハネダチョウ 上羽田町	シモハネダチョウ 下羽田町	タカハシチョウ 高橋町	

・混合型（7市）

鹿沼市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
鹿沼市	イズミチョウ 泉町	ムツミチョウ 睦町	トハリチョウ 戸張町	ナカタマチ 中田町	カイジママチ 貝島町
	オナリバシチョウ1チョウメ 御成橋町1丁目	オナリバシチョウ2チョウメ 御成橋町2丁目	シモタマチ1チョウメ 下田町1丁目	シモタマチ2チョウメ 下田町2丁目	サカタヤマ1チョウメ 坂田山1丁目
菊沢村	タマダマチ 玉田町	コガシマチ 古賀志町	ミノ 見野	シモトオベ 下遠部	タケン 武子

大田原市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
大田原町	ワカマツチョウ 若松町	シントミチョウ1チョウメ 新富町1丁目	シントミチョウ2チョウメ 新富町2丁目	ホンチョウ1チョウメ 本町1丁目	ホンチョウ2チョウメ 本町2丁目
	チュウオウ1チョウメ 中央1丁目	チュウオウ2チョウメ 中央2丁目	アサカ1チョウメ 浅香1丁目	アサカ2チョウメ 浅香2丁目	フジミ1チョウメ 富士見1丁目
金田村	ナカダワラ 中田原	マチジマ 町島	アライ 荒井	オカ 丘	イマイズミ 今泉

日光市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
日光町	カミハツイシマチ 上鉢石町	シモハツイシマチ 下鉢石町	イシヤマチ 石屋町	ゴコウマチ 御幸町	クジラマチ 久次良町
	タクミチョウ 匠町	ホンチョウ 本町	ワカスギチョウ 若杉町	アイオイチョウ 相生町	トウワチョウ 東和町
	ホウデン 宝殿	サンナイ 山内	ユモト 湯本	チュウグウシ 中宮祠	ニッコウ 日光
	イナリマチ1チョウメ 稲荷町1丁目	イナリマチ2チョウメ 稲荷町2丁目	キヨタキ1チョウメ 清滝1丁目	キヨタキ2チョウメ 清滝2丁目	キヨタキ3チョウメ 清滝3丁目
小来川村	ミナミオコロガワ 南小来川	ミヤオコロガワ 宮小来川	ナカオコロガワ 中小来川	ヒガシオコロガワ 東小来川	タキガハラ 滝ヶ原

今市市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
今市町	イマイチ 今市	セノオ 瀬尾	セガワ 瀬川	ホンチョウ 本町	ナミキチョウ 並木町
落合町	フバサママチ 文挾町	イタバシ 板橋	コシロ 小代	ナガバタ 長畑	ミョウジン 明神

真岡市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
真岡町	タマチ 田町	ダイマチ 台町	オオヤホンマチ 大谷本町	オオヤシンマチ 大谷新町	オオヤダイマチ 大谷台町
	アラマチ 荒町	アラマチ2チョウメ 荒町2丁目	アラマチ3チョウメ 荒町3丁目	ナミキチョウ1チョウメ 並木町1丁目	ナミキチョウ2チョウメ 並木町2丁目
	ヒガシゴウ 東郷	ナカゴウ 中郷	キヌガオカ 鬼怒ヶ丘	ハクフガオカ 白布ヶ丘	ニシコウマギ 西高間木
山崎村	コバヤシ 小林	ハチジョウ 八條	ツルタ 鶴田	ニシダイ 西田井	ネモト 根本

矢板市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
矢板町	カミチョウ 上町	ホンチョウ 本町	カシマチョウ 鹿島町	スエヒロチョウ 末広町	アズマチョウ 東町
	オオギイチチョウメ 扇一丁目	オオギニチョウメ 扇二丁目	タカシオ 高塩	クラカケ 倉掛	ナカ 中
泉村	イズミ 泉	カミオオタ 上太田	ヒガシイズミ 東泉	ナガイ 長井	ヒラノ 平野

黒磯市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
黒磯町	ホンゴウチョウ 本郷町	アサヒチョウ 朝日町	ミヤチョウ 宮町	ホンチョウ 本町	ユタカチョウ 豊町
	キョウコンシャイチチョウメ 共墾社一丁目	トウエイイチチョウメ 東栄一丁目	トウエイニチョウメ 東栄二丁目	サキタマ 埼玉	クロイソ 黒磯
東那須野村	オオハラマ 大原間	ヒガシコヤ 東小屋	ヤマナカシンデン 山中新田	サノ 佐野	クツカケ 沓掛

大字を残している市（1市）

小山市

旧市町村名	現在の町名又は大字名				
小山町	ワカギチョウ1チョウメ 若木町1丁目	ワカギチョウ2チョウメ 若木町2丁目	ホンゴウチョウ1チョウメ 本郷町1丁目	ホンゴウチョウ2チョウメ 本郷町2丁目	ジョウトウ1チョウメ 城東1丁目
	ヒトトノヤ1チョウメ 神鳥谷1丁目	ヒトトノヤ2チョウメ 神鳥谷2丁目	エキヒガシドリ1チョウメ 駅東通1丁目	エキヒガシドリ2チョウメ 駅東通2丁目	エキヒガシドリ3チョウメ 駅東通3丁目
	オオアザヒトトノヤ 大字神鳥谷	オオアザイナバゴウ 大字稲葉郷	オオアザオヤマ 大字小山	オオアザトジョウ 大字外城	
大谷村	オオアザイズミザキ 大字泉崎	オオアザドトウ 大字土塔	オオアザナカクキ 大字中久喜	オオアザヒガシノダ 大字東野田	オオアザタケイ 大字武井
	ナカクキ1チョウメ 中久喜1丁目	ナカクキ2チョウメ 中久喜2丁目	イヌヅカ1チョウメ 犬塚1丁目	イヌヅカ2チョウメ 犬塚2丁目	イヌヅカ3チョウメ 犬塚3丁目

先進地事例

佐野市

町名、字名については、原則として、現行どおりとし、田沼町、葛生町の大字を冠する字名は、大字を削り、字名に「町」を付す。なお、葛生町における中央東1～3丁目、中央西1～3丁目については、葛生東1～3丁目、葛生西1～3丁目とする。同一町名のある朝日町については、葛生町の朝日町を築地（ついじ）町に改める。葛生町大字葛生については、東部を長坂町、北部を嘉多山（かたやま）町、西部をあくと町とする。町、字の区域は、従前の区域のとおりとする。

ひたちなか市（平成6年11月1日合併）

2市の町・字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の町・字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。

あきる野市（平成7年9月11日合併）

2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。

篠山市（平成11年4月1日合併）

篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字的の前に今田町をつけた大字とする。

西東京市（平成13年1月21日合併）

2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

さぬき市（平成14年4月1日合併）

字の区域は従前のとおりとする。

町、字の名称は、津田町・大川町・寒川町は「大川郡」を「さぬき市」に置き換え、志度町は原則として「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換え、長尾町は、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」但し、字名「西」・「東」・「名」については、それぞれ「長尾西」・「長尾東」・「長尾名」に変更）に置き換える。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。